

2021年11月 日

関係各位

財務部財務経理課長

学外の方々への謝金等の支払いに係る法定調書作成のための
マイナンバー（個人番号）ご提供依頼について

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の施行により、2017年1月以降、本学から税務署に提出する法定調書（源泉徴収票または支払調書）に、支払先個人のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられました。

本学教職員等は、人事労務課にマイナンバーを提出することとなっておりますが、学外の方々につきましては、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社を代行委託業者として、マイナンバーの収集（※）を行っています。

今般、本学から学外の方々に支払った謝金等に係る法定調書作成の際、教職員等と同様にマイナンバーの提供を依頼する必要があるため、学外の方々に別紙に該当する場合、今月下旬（11月24日頃）、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社から対象者の方々宛に、別添の「個人番号（マイナンバー）のご提供のお願い」に関する文書が郵送されます。

各位におかれましては、マイナンバー収集の対象者と想定されるの方々へ、本件をお知らせくださいますようお願いいたします。

※ 税務署へ法定調書を提出し終えましたら、ご提出いただいた個人番号(マイナンバー)は、情報漏えい防止の観点から保管せず富士フィルムビジネスイノベーション株式会社にて破棄させていただきます。昨年までに1度提出された方におきましても、毎年のご提出をお願いしておりますのでご了承願います。

【本件問合せ先】

財務部 財務経理課 総括経理係

内線 5925

soukatsu-keiri@ml.tmd.ac.jp;